

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成26年9月18日～10月20日(アルファルファ1件、ダイズ1件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
低リゲニンアルファルファ(<i>CCOMT, Medicago sativa</i> L.) (KK179, OECD UI: MON-ØØ179-5)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤アリルオキシアルカノエート系、グルホシネート及びグリホサート耐性ダイズ(改変 <i>aad-12, pat</i> , 改変 <i>cp4 epsps, Glycine max</i> (L.) Merr.)(DAS68416 × MON89788, OECD UI : DAS-68416-4 × MON-89788-1)	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2．意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成26年9月18日(木)から10月20日(月)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3．意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	25件
整理した意見数	2件

4．意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成26年9月18日～10月20日(アルファルファ1件及びダイズ1件))

	意見分野	意見要旨	対応方針	件数
1	生物多様性影響関係	<p>遺伝子組換えアルファルファ及びダイズの第一種使用について、その承認に反対です。食品や飼料の安全性、生態系への影響は、長期的な影響がないのか確認されていません。イントロン等まだまだ役割が未解明なことも多いです、トランスポゾンによる突然変異など将来何が起こるかわかりません。「予防原則」に基づき承認すべきではないです。また、緊急時の対応を定める緊急措置計画は曖昧な表現が多くなっています。具体的に記載すべきです。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、ご指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法(平成15年法律第48号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に、そして生物多様性への影響については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。)に基づき、申請ごとに審査を行います。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるかどうかにについては、1)雑草化して他の野生植物に影響を与えないか(競合における優位性)、2)野生動植物に対して有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、3)在来の野生植物と交雑して、導入された遺伝子が広がらないか(交雑性)等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <p>申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書(緊急措置計画書)等を要求 提出データ等の妥当性等を確認 学識経験者からの意見を聴取 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等を要求</p>	21

			<p>承認の可否を判断</p> <p>これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、平成26年9月末現在、136件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程の承認申請に係る流通、加工、栽培等の一般使用（以下「一般使用」といいます。）に関する承認を行っています。</p> <p>ご懸念のように、万が一、将来我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するためにとるべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。緊急措置計画書では、緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者を明確に記載（個人名は個人情報のため非開示）しており、当該承認取得者は、その体制に従い、農林水産省及び環境省と連絡をとりながら、科学的根拠を元にリスクの程度に応じて、速やかに機動的な対応を行うこととしており、個別具体的な記述形態はとっていません。</p> <p>さらに、カルタヘナ法では、主務大臣（遺伝子組換え農作物については農林水産大臣及び環境大臣）は、生物多様性影響を防止するため緊急の措置をとる必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとされており、国としても生物多様性に影響が生ずることがないように適切に対応することとしています。</p> <p>また、ご懸念のように、現在の科学的知見からは予想できないような新たな生物多様性影響が生ずるおそれもあることから、カルタヘナ法では、仮に生物多様性影響を生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、主務大臣は、遺伝子組換え生物の使用方法を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしています。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、モニタリング調査を実施しているところです。</p>	
2	生物多様性影響関係	<p>遺伝子組換え農作物は、いちど畑に植えれば、人間の意志を超えて、交配し、広がります。遺伝子は一度変わってしまえば、元に戻せません。野生種や農作物にも何らかの影</p>	<p>遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価に当たっては、1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2) 野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3) 在来の野生植物と交雑して、導入された遺伝子が広がらないか（交雑性）等の観点から等の審査しています。野生動植物等に対する影響については、こうした項目の中で検討し、影響がないと確認したもののみ承認し</p>	2

響が考えられ、影響の種類によっては取り返しがつかなくなります。

ています。

一般に、農作物はその種類によって、特定の野生植物としか交雑しないことが知られています。

今回、意見・情報の募集を行った第一種使用等に係るアルファルファ及びダイズのうち、アルファルファについては、我が国に交雑可能な近縁野生種は存在しません。ダイズについては、我が国で、交雑可能な野生種としては、ツルマメ1種のみが知られておりますが、ダイズとツルマメの開花期を合わせ、ダイズにツルマメが巻き付いて生育する交雑しやすい人工的な条件下で両者を栽培したとしても、極めて低い率でしか交雑しないという実験結果があります。仮に交雑した場合には、除草剤耐性の形質を有すると考えられますが、除草剤が散布されることが想定されない自然環境中で本形質を有することにより雑草化して他の野生植物に影響を与えるとは考え難く、このような雑種が生じたとしても、その雑種がツルマメの集団において優占化する可能性は極めて低いと考えられます。

具体的には、審査報告書中の「審査の概要」に、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性の観点から評価した結果を、使用した審査データ、緊急措置計画書やモニタリング計画書とともにまとめています。詳しくは審査報告書をご覧ください

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000117572>

及び <http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000117573>)

なお、農作物は、人が野生植物から改良に改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。日本の野生植物とは根本的に異なることから、同様には扱えません。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、一般的に生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています。

これまでのところ136件の遺伝子組換え農作物について、輸入や流通、栽培等の一般使用に関する承認を行っています。これまでに承認した遺伝子組換え農作物は、海外での大規模栽培等を前提とした品種であり、現在、国内で商業的に栽培されている食用の遺伝子組換え農作物はありません。

その他

上記のご意見に加えて、以下のご意見がありました。

・ 食品の安全性について

21件

・開発国・企業について	9件
・除草剤の健康影響等について	2件
・放射線影響不安について	1件
・飼料の安全性について	1件
・その他(原発事故)	1件

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。